

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那賀町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

那賀町長

公表日

令和8年3月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>那賀町は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険に関する事務の適切な実施のため、国民健康保険法及び行政手続において特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認に関する事務 ②世帯主等変更の届出の受理及び確認に関する事務 ③被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認に関する事務 ④第三者の行為による被害の届出の受理及び確認に関する事務 ⑤被保険者証、被保険者資格証明書等各種証明書に関する申請書の受理、認定書の交付等の事務 ⑥療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に関する事務 ⑦出産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務 ⑧第三者の行為による損害賠償請求に関する事務 ⑨一部負担金減免申請の受理、確認及び証明書の交付に関する事務 ⑩一時差止めに関する事務 ⑪オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号 ⑫公的給付支給等口座を活用した保険給付の支給に関する事務 の取得等事務</p>
③システムの名称	国民健康保険資格システム、国民健康保険賦課システム、収滞納管理システム、団体内統合宛名管理システム、国保総合(情報集約)システム、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法 第9条第1項 別表 24、44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法 第9条第1項 別表 44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>

②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>【情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長及び医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、医療保険給付関係情報及び医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、6、7、11、13、15、20、27、28、37、39、42、48、49、53、56、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、131、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項</p> <p>【情報照会の根拠】 第1欄(情報紹介者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律、国民健康保険法による保険給付の支給及び徴収に関する事務」となっているもの 48、69、70、71、160の項 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項 <公的給付支給等口座を活用した保険給付の支給に関する事務> 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13号</p>	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	那賀町税務保険課	
②所属長の役職名	税務保険課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	那賀町情報政策室 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	那賀町税務保険課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121	
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した		
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満</p> <p>4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーカードの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの確認をしている。	
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	

<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>判断の根拠</p>	<p>那賀町町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱に則る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理体制は、取扱者を最小限にし、決められた管理体制の範囲で実行している ・個人情報等の取扱いは、アクセス制限、複製等の制限、媒体の管理等、廃棄等、個人番号の利用の制限等を指定された方法において適切に取扱いしている ・サイバーセキュリティは、那賀町町情報セキュリティポリシーを遵守し適正な水準を確保する 等 <p>以上の対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	評価実施機関における担当部署	那賀町健康福祉課 健康福祉課長 吉岡 敏之	那賀町税務保険課 税務保険課長		
	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	那賀町企画情報課	那賀町情報政策室		
	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	那賀町企画情報課	那賀町税務保険課		
令和2年12月28日	公表日	令和1年6月28日	令和2年12月28日	事後	
令和2年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②		①を追加	事後	
令和2年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③		・国民健康保険賦課システム ・収納管理システム	事後	
令和2年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		・番号利用別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 (オンライン資格確認の準備事務)	事後	
令和2年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報		番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第1	事後	
令和2年12月28日	II ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和2年12月28日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和8年3月23日			⑫公的給付支給等口座を活用した保険給付の支給に関する事務の取得等事務	事後	標準化に伴う公金口座取扱いのため
令和8年3月23日		・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法 第9条第1項 別表 24、44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法 第9条第1項 別表 44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	標準化に伴う公金口座取扱いのため
令和8年3月23日		・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、120の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の42、43、44、45の項 (オンライン資格確認の準備事務) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長及び医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係 情報、医療保険給付関係情報及び医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、6、7、11、13、15、20、27、28、37、39、42、48、49、53、56、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、131、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 【情報照会の根拠】 第1欄(情報紹介者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律、国民健康保険法による保険給付の支給及び徴収に関する事務」となっているもの 48、69、70、71、160の項 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項 <公的給付支給等口座を活用した保険給付の支給に関する事務>	事後	標準化に伴う公金口座取扱いのため
令和8年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	那賀町は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険に関する事務の適切な実施のため、国民健康保険法及び行政手続において特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認に関する事務 ②世帯主等変更の届出の受理及び確認に関する事務 ③被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認に関する事務 ④第三者の行為による被害の届出の受理及び確認に関する事務 ⑤被保険者証、被保険者資格証明書等各種証明書に関する申請書の受理、認定書の交付等の事務 ⑥療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に関する事務 ⑦出産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務 ⑧第三者の行為による損害賠償請求に関する事務 ⑨一部負担金減免申請の受理、確認及び証明書の交付に関する事務 ⑩一時差止めに関する事務 ⑪オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号 ⑫公的給付支給等口座を活用した保険給付の支給に関する事務の取得等事務	那賀町は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険に関する事務の適切な実施のため、国民健康保険法及び行政手続において特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認に関する事務 ②世帯主等変更の届出の受理及び確認に関する事務 ③被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認に関する事務 ④第三者の行為による被害の届出の受理及び確認に関する事務 ⑤国民健康保険資格確認書等被保険者の資格に関する申請書の受理、認定書の交付等の事務 ⑥療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に関する事務 ⑦出産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務 ⑧第三者の行為による損害賠償請求に関する事務 ⑨一部負担金減免申請の受理、確認及び証明書の交付に関する事務 ⑩一時差止めに関する事務 ⑪オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号 ⑫公的給付支給等口座を活用した保険給付の支給に関する事務の取得等事務	事後	